

第二十一章 協力及び能力開発

第二十一・一条 一般規定

1 締約国は、協力及び能力開発の活動の重要性を認識し、この協定の実施及びこの協定の利益の増大を支援するための当該活動であつて、経済成長及び開発を加速させることを目的とするものを行い、及び強化する。

2 締約国は、協力及び能力開発の活動を二以上の締約国間で相互の合意に基づいて行うことができることを認め、当該締約国間の現行の協定又は取決めを補完し、及び強化するよう努める。

3 締約国は、また、これらの活動において民間部門の関与が重要であること及び中小企業が世界市場に参加する際に支援が必要となる場合があることを認める。

第二十一・二条 協力及び能力開発の分野

1 締約国は、次の事項を支援するため、協力及び能力開発の活動を行い、及び強化することができる。

(a) この協定の実施

(b) この協定によって創出される経済的機会を利用する各締約国の能力の向上

(c) 締約国間の貿易及び投資の促進及び円滑化

2 協力及び能力開発の活動には、次の分野を含めることができるが、必ずしもこれらに限定されない。

(a) 農業、工業及びサービスの部門

(b) 教育、文化及び性の平等の促進

(c) 災害リスクの管理

3 締約国は、技術及びイノベーションが協力及び能力開発の活動に付加価値を与えること並びにこの条の規定に基づく協力及び能力開発の活動に組み込まれることができることを認める。

4 締約国は、協力及び能力開発の活動を、対話、研究集会、セミナー、会議、共同の計画及び共同の事業の態様、能力開発及び訓練を促進し、及び円滑にするための技術支援の態様、政策及び手続に関する最良の慣行の共有の態様、専門家の交流、情報の交換及び技術の交流の態様等により行うことができる。

第二十一・三条 協力及び能力開発のための連絡部局

1 各締約国は、第二十七・五条（連絡部局）の規定に従い、協力及び能力開発の活動の調整に関する事項についての連絡部局を指定し、及び通報する。

2 締約国は、他の一又は二以上の締約国に対し、この協定に関する協力及び能力開発の活動の要請を連絡部局を通じて行うことができる。

第二十一・四条 協力及び能力開発に関する小委員会

1 締約国は、ここに各締約国の政府の代表者から成る協力及び能力開発に関する小委員会（以下この条において「協力・能力開発小委員会」という。）を設置する。

2 協力・能力開発小委員会は、次のことを行う。

(a) 様々な分野における締約国間の情報（締約国間で行われた協力及び能力開発の活動を通じて得られた経験及び教訓を含むが、これらに限定されない。）の交換を円滑にすること。

(b) 将来の協力及び能力開発の活動に関する問題又は提案を討議し、及び検討すること。

(c) 適当な場合には、協力及び能力開発の活動における援助者間の協調を強化し、及び官民間の連携を円滑にするための協力を開始し、及び行うこと。

(d) 適当な場合には、協力及び能力開発の活動の発展及び実施を支援するため、国際的な援助機関、民間部門の団体、非政府機関その他の関係機関を招請すること。

- (e) 適当な場合には、政府の代表者、非政府の代表者又はその双方を含む特別作業部会を設置すること。
 - (f) 適当な場合には、協力及び能力開発の活動の発展及び実施を支援するため、この協定に基づいて設置される他の小委員会、作業部会その他の補助機関と調整すること。
 - (g) この章の規定の実施又は運用について検討すること。
 - (h) 締約国が決定するその他の活動を行うこと。
- 3 協力・能力開発小委員会は、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は必要に応じて会合する。
- 4 協力・能力開発小委員会は、その会合の合意された記録（決定及び次の行動を含む。）を作成するものとし、適当な場合には、委員会に報告する。

第二十一・五条 資源

締約国は、締約国間の開発の水準の相違を認め、この章の規定によって行われる協力及び能力開発の活動のための適当な資金又は現物の資源を、利用可能な資源及び異なる締約国がこの章の目標を達成するために有している相対的な能力の範囲内で、提供するように努力する。

第二十一・六条 紛争解決の不適用

いずれの締約国も、この章の規定の下で生ずる事項について、第二十八章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。